第22回 草津市地域公共交通活性化再生協議会 会議録

令和3年6月29日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

第22回 草津市地域公共交通活性化再生協議会 会議録

■日時:

令和3年6月29日(火) 13時30分~14時25分

■場所:

草津市役所 2階特大会議室ステージ側

■出席委員:18名(順不同)

塚口委員、福島委員(渡部代理)、山口委員、加藤委員、南英三委員、北村委員(近藤代理)、隠岐委員(小泉代理)、中島委員(長瀬代理)、中西委員、野口委員(福嶋代理)、谷口委員、木村兼久委員、妹尾委員、野口委員、木村博委員、増田委員、寺田委員、打田委員

■欠席委員:10名(順不同)

樽井委員、池﨑委員、南総一郎委員、宮下委員、大西委員、野村委員、松尾委員、

田中委員、前野委員、冨田委員

■事務局:

松尾部長、一浦副部長、福留課長、三浦課長補佐、田村主査、河村主事

■随行者:

1名

■傍聴者:

0名

1. 開会

【事務局】

~開会の挨拶~

【事務局】

~挨拶~

【事務局】

当協議会につきましては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条第1項に規定される法定協議会として設置いたしております。

また、本日の会議は「草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱」第7条第7項の規定に基づき、会議を公開するものとし、進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。当協議会の委員現在数は28人で ございまして、本日の会議の出席委員数は18人となっております。

また、今回御欠席の御連絡をいただいております9人の方から議決権の行使を議長に委任する旨の委任状をいただいておりますので、当協議会規約第17条第1項の規定に基づき、過半数の委員に御出席いただいていることになりますので、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告させていただきます。

2. 委員紹介

【事務局】

次に、この度、新たに御就任いただきました委員様がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

~ 委員紹介~

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料は先日郵送にて送付させていただきましたが、御持参いただいてますでしょうか。お 手元に資料がございませんでしたら、事務局までお申し出いただければと思います。

本日の会議の資料は、次第、委員会名簿、席次表、協議会設置要綱、協議会規約、資料1 から資料4までが議第1号から議第4号に関する資料となっております。資料5、資料6が その他案件に関する資料です。参考資料としてまめバス、まめタクの利用状況の資料を添付させていただきました。なお、本日委員名簿の差し替えがございますので置かせていただきましたのと、追加の参考資料としまして、まめバスの路線図をお手元に置かせていただきましたので御確認をお願いします。不足等ございましたら事務局までお申し出いただければと思います。

3. 議事

【事務局】

それでは、ただいまより議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、当協議会規約第15条第2項の規定に基づきまして、当協議会会長にお願いしたいと思います。会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、私の方で進行させていただきたいと思います。

これから、議案の審議に入りますが、その前に、当協議会規約第22条第3項の、「議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。」と定められております。従いまして、恐縮でございますが、選任された委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。御審議いただく案件は4件でございます。

まず、議第1号「令和2年度事業報告および収支決算について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

それでは、議第1号『令和2年度事業報告および収支決算』につきまして、資料に基づき 私から説明させていただきます。議第1号の表紙をめくっていただき、「資料1」を御覧く ださい。 議第1号につきましては、草津市地域公共交通活性化再生協議会の令和2年度の事業報告および収支決算について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第18条第2号の規定に基づき、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いします。

それでは、まず、令和2年度の事業報告を行います。

昨年度は、「地域公共交通活性化再生協議会」を1回、部会の「地域公共交通会議」を3回、「有償運送運営協議会」を1回開催しました。

第21回の「草津市地域公共交通活性化再生協議会」では、前年度事業の報告、当該年度 事業の説明、まめバス事業に係るフィーダー補助金の申請などについて御審議いただき、第 33回から35回までの「草津市地域公共交通会議」では、デマンド型乗合タクシー「まめ タク」などについて審議いただきました。

また、第15回の「草津市有償運送運営協議会」では、道路運送法第79条登録団体の更新登録審査、草津市福祉有償運送ガイドラインの見直し、草津市有償運送運営協議会設置要綱の改正について審議いただきました。

次に裏面を御覧ください。

令和2年度の収支決算書になります。

昨年度は、費用を伴う事業はございませんでしたので、前年度からの繰越金231円が令和3年度会計への繰越金となります。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】

はい。引き続きまして、本決算に伴う会計監査の報告をお願いします。

【委員】

はい。それでは監事を代表いたしまして報告します。

先日、事務局より、監事二人に対して会計報告がありましたので、監査を実施いたしました。これを受けまして、会計監査報告をさせていただきます。

草津市地域公共交通活性化再生協議会の令和2年度会計監査について、貯金通帳、証拠書類の経理および処理について、正確かつ適正に執行されていることを認めます。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見があれば承りたいと 存じますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

御質問が無いようでございますので、以上で審議を終了させていただき、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは議題一号は承認とさせていただきます。

続きまして、2つ目の議事であります「令和3年度事業計画(案)および収支予算(案)

について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

それでは、議第2号『令和3年度事業計画(案)および収支予算(案)』につきまして、 資料に基づき私から説明させていただきます。議第2号の表紙をめくっていただき、「資料 2」を御覧ください。

議第2号につきましては、草津市地域公共交通活性化再生協議会の『令和3年度事業計画 (案) および収支予算(案)』について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第18 条第1号の規定に基づき、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いします。

まず、令和3年度の事業計画(案)について説明させていただきます。

本年度は、本日開催させていただいております「地域公共交通活性化再生協議会」を1回 と、部会の「地域公共交通会議」を2回程度開催させていただきたいと考えております。

令和3年10月頃に開催を予定しております「第36回地域公共交通会議」では、昨年度の11月30日に実証運行を開始しましたデマンド型乗合タクシーまめタクの利用状況についての報告等をさせていただく予定をしております。

令和4年2月頃に開催を予定しております「第37回地域公共交通会議」では、後程、議第3号で御審議いただきます、笠縫学区におけるまめバス『草津駅下笠線』の実証運行の利用状況等について報告等をさせていただきたく考えているところでございます。

次に裏面を御覧ください。

こちらが、令和3年度の収支予算書(案)になります。

令和3年度事業につきましても、協議会予算としては費用を伴うものは予定しておりませんので、前年度からの繰越金231円のみとなります。まめバス運行補助金や当協議会に係る印刷製本費やお茶代などの費用は、市の予算から支出させていただく予定ですので、こちらの収支予算書には反映されないものでございます。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、委員の皆様方から、御質問や御意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

特にありませんでしょうか。それでは以上で審議を終了させていただき、承認ということでよろしいでございますか。ありがとうございます。

それでは、議第2号議案は承認とさせていただきます。

続きまして、3つ目の議事であります「笠縫学区におけるまめバス『草津駅下笠線』の実 証運行について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

それでは、議第3号「笠縫学区におけるまめバス『草津駅下笠線』の実証運行」につきまして、資料に基づき私から説明させていただきます。議第3号の表紙をめくっていただき、「資料3」を御覧ください。

議第3号につきましては、「笠縫学区におけるまめバス『草津駅下笠線』の実証運行」について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第18条第5号の規定に基づき、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いします。

本市では、バス交通空白地・不便地の解消のため、路線バスが走っていない地域をまめバス等で運行しているところでありますが、平成29年度に、バス交通空白地を抱えている笠縫学区からまめバス運行の要望があり、これまで地域等と協議を重ねてきました結果、今回、草津駅西口から下笠方面までを運行するまめバス「草津駅下笠線」の実証運行を行うものでございます。

実証運行の概要といたしましては、路線名が「まめバス『草津駅下笠線』で、運行区域が「笠縫学区など」となっており、運行開始が「令和3年10月1日から」となります。

運行路線、運行ダイヤ、停留所数については、次のページに記載しておりますので、後程、 御説明させていただきます。

運賃は、大人200円、子供100円で、その他割引等についても既存のまめバスと同様の運用となります。

運行車両は、ポンチョバスで定員が26人のノンステップバスとなっており、運行事業者 は近江鉄道株式会社様となります。次のページを御覧ください。

草津駅下笠線の便数は、平日5便、土曜5便で、日曜・祝日は運休となっており、停留所は2回停車する箇所を含めて26箇所となります。停留所は、基本的に近江鉄道さんの既存の停留所と同じ場所に設置し、既存の停留所がない場所については、新たな場所に設置いたします。

次に、運行路線ですが、まず、草津駅西口を出発し、大路井栄町に停車後、下笠道に入ります。次に、西大路、野村運動公園前、市金工業前、東上笠、フレンドマート上笠店前、①の方向に直進し、松原中学校前に停車します。

松原中学校前を停車後は、下笠道から浜街道に入り、下笠、小屋場と停車し、①の方向に 右折し ai 彩ひろば前、下笠西、下笠会館前に停車します。

次に、①の方向に左折し、浜街道に入り、下出は通過し、老杉神社に停車します。次に、 浜街道の下出に停車し、そのまま浜街道を直進し、下笠、小屋場に再び停車します。

次に、②の方向に左折し、市民総合体育館前、上笠橋と停車し、再び下笠道に戻ってくる 路線となっており、フレンドマート上笠店前に停車後は、各停留所に停車し、草津駅西口ま で循環する路線となります。所要時間は、40分となります。

運行ダイヤですが、左下に記載しておりますとおり、1番最初の便が草津駅西口を8時15分に出発し、その後は、9時30分、10時50分、14時30分、最終が16時50分に出発します。

次のページを御覧ください。

本格運行への判断基準ですが、実証運行路線を本格運行へ移行するための判断基準は、既 存のまめバスと同様に1年間のバス利用者数とします。

また、まめバス草津駅下笠線の実証運行における目標バス利用者数は、地域性が類似している路線である笠縫東常盤線から検討し、「笠縫東常盤線における第1クールの目標利用者数」を基に、年間運行便数や学区ごとの65歳以上の人口比率を考慮し、算出いたしました。その結果、笠縫学区の実証運行期間の目標利用者数は、4,290人と設定いたします。

次に、実証運行結果による対応ですが、実証運行は令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間とし、「目標利用者数を達成した場合」は、令和4年10月1日より本格運行し、令和4年10月1日以降は、既存まめバス路線と同様に、3年単位1クールでの継続運行を判断しますが、「目標利用者数に満たない場合」は、地域と再度協議を行い、アンケート調査等を実施したうえで路線やダイヤの改編など、バス交通空白地・不便地の交通手段について検討します。

なお、実証運行期間終了の令和4年9月30日までの利用者数をもって協議するため、令和5年3月31日までは運行を継続し、令和5年4月1日以降の対応を検討します。

次のページには、「目標利用者数を達成した場合」と「目標利用者数に満たない場合」の 実証運行スケジュールを示しております。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見があれば承りたいと 存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

基本的なことの確認になるかもわかりませんが、教えてください。

今回のバスルートで、「下笠」と「小屋場」の二つの停留所は2回停まることになるんですが、利用者からして、今来た便が駅の方に向かうのか、ai 彩広場に向かうものなのか判断が着くのでしょうか。

【事務局】

地域と協議させていただいた時にそのような声もありましたので、今後そのような懸念 事項も含めてバス事業者と協議して工夫していきたいと思います。

【委員】

お願いします。

もう一つよろしいですか。

判断基準で年間何人ということですが、この経路のどの区間を乗っても1人とカウント

するのか、そういう基準がありますか。例えば平均なのか、一区間でも乗れば一人とカウントするのか。教えてください。

【事務局】

一区間でも乗っていただければ一人とカウントいたします。

【会長】

他に御意見、御質問はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。それでは御意見も出尽くしたようでございますので、お諮りしたいと思います。事務局の説明通り、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。 御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようでございますので、第3号議案は承認とさせていただきます。

4つ目の議事であります「まめバス事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画認定 申請について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

それでは、議第4号まめバス事業に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請」 につきまして、説明させていただきます。

議第4号につきましては、地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について、草津市 地域公共交通活性化再生協議会規約第18条第5号の規定に基づき、承認を求めるもので ございます。

まめバス事業につきましては国庫補助金「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の交付を受けておりまして、今回は令和3年10月から令和4年9月の期間の事業計画については、滋賀運輸支局さんへ申請の手続きが今月末までになっておりますことから、御審議いただきたいと考えているものでございます。

地域内フィーダー系統というものを御存じの方もおられると思いますが、地域間の交通ネットワークを確保する幹線と円滑に接続している地域内のバス交通系統のことで、草津市は近江鉄道さんに運行いただいております近江大橋線が草津駅の方から浜大津の駅の方まで幹線として運行いただいてまして、それが幹線として承認されておりますことが、その幹線に係るフィーダー系統まめバス路線の事業計画について今回申請するというものでございます。

届出書類といたしましては、4-1ページの計画の申請書、4-2ページから4-6ページにまめバスの運行目的等が書いてあるページになっていまして、4-7ページから4-9ページの表 1 につきましては、どの路線がどのくらい走るのかということが書いてあるページ、4-10ページの表 5 については草津市の地域の概要、4-11ページから4-13ページの表 6 については車両購入の計画という形になっております。こちらには先ほどの議題 3 号の草津駅下笠線についても書かせていただいていることになっています。

それではこちらの計画の内容について、主要な部分について説明をさせていただきたい と思います。 4-2ページを御覧いただきたいと思います。

1番の地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性というところですが、まめバスの目的としては、草津市の課題である人口集中地区以外の地域における生活交通の確保などを目的として、まめバスを運行する。ということになっています。

その下の2番の地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果の事業の目標について説明させていただきます。こちらの計画は、地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、まめバスの目標指数を「利用者数」として設定しまして、本格運行5年目から7年目(H30.10からR2.9)の年間利用者数の平均値134,080人を基準とし、利便性の向上等に取り組むことにより年々利用者数の増加を目指すというものになっております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、年間の利用者数が123,563人の利用となり、令和元年度の145,964人の利用実績から22,401人減少があったものです。令和3年度事業においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、今後の利用状況が不確定な要素もありますものの、既存路線は、令和2年度実績を上回る利用者数の達成を目標としています。なお、新規路線「草津駅下笠線」は令和4年度の目標利用者数を4,290人に設定し、その目標利用者数の達成を目標とするものです。また、公共交通の利便性に満足している市民の割合の向上を、草津市地域公共交通網形成計画に提示しておりますとおり、2017年には41.6%のものが、2028年は47.0%を目指すものとなっております。

4-7ページを御覧いただけますでしょうか。

表1地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者ということで、こちらは草津市で運行しているまめバス路線を近江鉄道さんと帝産湖南交通さんに運行いただいておりまして、今年の10月から来年の9月までの間に各路線が何便運行する予定かということを書いているものでありまして、例年と違うところにつきましては、(7)の草津駅下笠線について新たに掲載しているところでございます。

裏面4-8ページ4-9ページにつきましては、令和5年度、令和6年度の分の運行計画 ということで各年の運行回数を記載している内容になっています。

続いて4-11ページを御覧いただきたいと思います。

表6車両の取得計画の概要についてでございます。こちらについては、まめバスの運行車両の中で、新たに車両を購入することについての記載になっておりまして、上から山田線と2つ目は新しいもので草津駅下笠線、3番から7番までが草津駅医大線となっておりまして、一番下の草津駅医大線につきましても令和3年10月の購入になっておりまして、こちら既存の路線の運行いただいている車両が老朽化してまいりましたことから、新たに購入を予定しているものでございます。

また、まめバス運行のほかに、くるっとバス草津栗東守山線というものがございまして、 大宝循環線、宅屋線という路線があるんですが、こちらについては栗東市さんが代表して申 請をいただいておりますので、本市の申請の中には記載がないというものでございます。

以上になりますが、先程の議題3号で御審議いただきました草津駅下笠線につきましては、現在同時進行で滋賀運輸支局様と調整を行いながら作成しておりますので、提出に際しまして、修正が入るかもわかりませんが、この件について御理解をいただきたいと考えております。議題4号の説明については以上になります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。地域内フィーダー系統確保に関する申請についてでありますが、御説明いただきました。皆さんから御質問や御意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは草津駅下笠線については、もう少し詰めることが残っているということでございますが、その点について事務局並びに私の方にお任せいただけるということであればお諮りを申し上げるのでございますが、支局さんそういうことでここを調整していただくということでよろしいでしょうか。

御異議がないようでございますので、第4号議案は承認とさせていただきます。

この4件の審議を持ちまして、議事についてはすべて御承認いただいたということです。 その他案件が2つございまして、「その他」案件の1つが、「草津学区におけるまめバス『商 店街循環線』の再編について」でございます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

それでは、その他案件「草津学区におけるまめバス『商店街循環線』の再編」につきまして、資料に基づき私から説明させていただきます。「資料 5 」を御覧ください。

本市では、バス交通空白地・不便地の解消のため、路線バスが走っていない地域をまめバス等で運行しているところでありますが、令和2年度に、バス交通空白地を抱えている草津 学区からまめバス運行の要望があり、現在、地域やバス事業者と運行ルートなどについて協 議を行っているところでございます。

また、当該地区においてまめバスを運行する場合は、新規路線ではなく、地図内にも記載 しております「商店街循環線」を再編し、当該要望箇所に運行する方向で検討してまいりた いと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見があれば承りたいと 存じますが、いかがでしょうか。

それでは私から一つ。この要望書の中で、「草津地区では数年前に運行していたバス路線が廃線となり」とございますが、だいたいどの辺りを走っていたのか、この資料でちょっと教えてもらえませんか。口頭で難しかったら結構ですが、だいたいこの辺というのを教えていただいたら。わかりました、だいたいこの黄色い部分だということですね。皆様方はだいたいこの資料で御理解いただけるということでございます。こういった再編につきまして、案が出来上がってきているわけですが何かありますでしょうか。これは本日報告ということで、こういう要望が出ているということを皆さんに知っていただくということですね。

御意見ございませんでしょうか。それではこういう要望が出ているということを協議会 におきましても認識しておくという形で本日のところはとどめておきたいと思います。

それでは最後の議案にいきますが、地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。その他案件の2つ目「地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度について」説明させていただきます。

地域公共交通活性化再生法については、昨年度に法改正がございまして、令和2年11月27日から施行されております。この法改正に伴いまして、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わる新たな法定計画として「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されたところであります。

このことを踏まえまして、資料6を御覧ください。

先ほど、承認いただきました議第4号の「地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請」 について、現行の補助制度では、法定計画の策定を補助要件としておらず、別途、要綱に基 づく補助計画を作成することとされていますが、今後は、法定計画と補助制度が連動化され ることから、フィーダー補助を受けるためには、公共交通におけるフィーダーの位置づけ等 を地域公共交通計画に記載する必要がありまして、この計画の作成にあたりましては、当協 議会での協議が必要となります。 具体的には、資料の2ページから4ページに記載されておりますが、地域公共交通計画には、補助系統の地域の公共交通における位置づけや、地域公共交通確保維持事業の必要性など、マスタープランの内容とすべき事項を記載するとともに、これまで補助計画に位置付けられてきた補助系統等に関する事項の詳細については、原則として、地域公共交通計画の「別紙」として位置づけることとなります。また、「別紙」については、地域公共交通計画の一部として、毎年度、当協議会における協議の手続き等を経ることとなっております。

次に、5ページを御覧ください。

見直し後の補助金執行についてですが、表の一番下のフィーダーの欄となります。現行の制度では、生活交通確保維持改善計画に基づき、乗合バス事業者に交付されているものでございますが、令和6年度までは、経過措置期間が設けられていることから、現在の運用が継続されますが、令和7年度からは、法定計画に基づき、当協議会に補助金が交付されることになります。

現在の地域公共交通網形成計画については、経過措置により、改正後の地域公共交通活性 化再生法における地域公共交通計画とみなされることから、たちまちは、地域公共交通網形 成計画を地域公共交通計画に転換するための手続き等は不要ですが、遅くても令和6年度 中には、地域公共交通網形成計画を見直し、地域公共交通計画の作成が必要となります。今 後、当協議会においても協議等させていただくことになるかと思いますので、よろしくお願 いします。

説明の方は以上です。

【会長】

法律が改正されて、この資料にあるような変更があったのでございますが、これについては、皆さんから御質問がございましたらどうでしょうか。

支局さんの方でも補足でなにかあればと思いますが、今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

【委員】

十分だと思います。

あとは、経過部分の間に計画をしっかりと立てて申請していただく必要があります。

【会長】

わかりました。何か御質問ございませんでしょうか。

それでは一つだけ教えてください。

6-5ページに表がございますが、結局この協議会にすればどこに注意して議論していけばいいのか。特にそのような注意点というのはあるんでしょうか。ここに書かれているものでもって理解してくださいということなんでしょうか。結局どういうふうに協議会とし

て扱いが変わるのか変わらないのか。一言御説明いただけると助かります。

【事務局】

資料の6-4ページの方、こちらに地域公共交通計画の方に記載をしないといけない内容の項目があげられており、地域公共交通網形成計画と重複する内容もありますが、新しい計画に反映させる必要がありますので、こちらの協議会の中で議論していただくことになると考えております。

【会長】

わかりました。御質問等ございますでしょうか。

特に無いようでございますので、このような改正がございますので、事務局には早めに的 確に進めてもらいたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では全体を通して何か御意見ございますでしょうか。

特に無いようですので、以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

事務局へお返しいたします。

【事務局】

議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様には、活発な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

【事務局】

他に何かございますか。本日はお忙しい中、皆様には貴重な御意見をいただき誠にありが とうございました。

これをもちまして第22回草津市地域公共交通活性化再生協議会通常総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。